

# **播磨町自主避難所**

## **運営マニュアル**

**平成 26 年 12 月**

**播磨町**

## 目次

1. はじめに	1
1-1. 自主避難所とは	1
1-2. マニュアルの目的	1
1-3. 自主避難所運営の全体像（本マニュアルの構成）	2
1-4. 役割分担	3
2. 自主避難所の開設等	4
2-1. 開設の決定（町本部の実施事項）	5
2-2. 受入準備	6
2-3. 広報活動（町本部の実施事項）	7
2-4. 受入開始	8
3. 自主避難所の運営	9
3-1. 入退所管理	10
3-2. 定時報告	10
3-3. 留意事項	10
4. 自主避難所の閉鎖	11
4-1. 閉鎖の決定（町本部の実施事項）	12
4-2. 広報活動（町本部の実施事項）	12
4-3. 閉鎖の実施	13
5. 大規模災害に発展した場合の対応（町本部の実施事項）	14
5-1. 福祉避難所としての対応	14
6. 参考資料	15
資料 1. 施設諸元	15
資料 2. 資機材等明細	17
資料 3. 広報文例	18
資料 4. 避難所でのルール例	22
7. 様式	23
様式 1. 定時報告	23
様式 2. 避難者名簿兼入所届	24
様式 3. 外出届	25
様式 4. 避難所退所届	26

# 1. はじめに

## 1-1. 自主避難所とは

自主避難所は、町が発令する避難勧告、避難指示によるものではなく、河川の増水や内水氾濫、暴風の発生等災害発生のおそれの高まり等を受け、住民が自己の判断で身の安全を確保するため、早期にかつ一時的に避難する場所（自主避難場所）を提供することを目的として開設する避難所である。

したがって、自主避難所の受入対象者は、災害発生のおそれが高まり、自宅等に居続けることに身の危険を感じ、安全を確保するために適切な避難場所を確保することができない者となる。

なお、播磨町防災計画においては、自主避難所はコミュニティ防災拠点（地域と町が協力して管理運営を行う防災拠点）のうち、一時避難所として定義している。

なお、指定施設は次のとおりである。

### < 指定施設 >

施設名	所在地
播磨町中央公民館	播磨町東本荘 1 丁目 5 番 40 号
播磨町東部コミュニティセンター	播磨町二子 418 番地の 3
播磨町西部コミュニティセンター	播磨町古田 1 丁目 1 番 11 号
播磨町野添コミュニティセンター	播磨町西野添 1 丁目 14 番 17 号
播磨町南部コミュニティセンター	播磨町北本荘 2 丁目 6 番 30 号

## 1-2. マニュアルの目的

自主避難所では、自主的に避難した者（以下「自主避難者」という。）の不安等を和らげるとともに、被災を未然に防ぎ、気象情報等必要な情報を自主避難者に提供する。

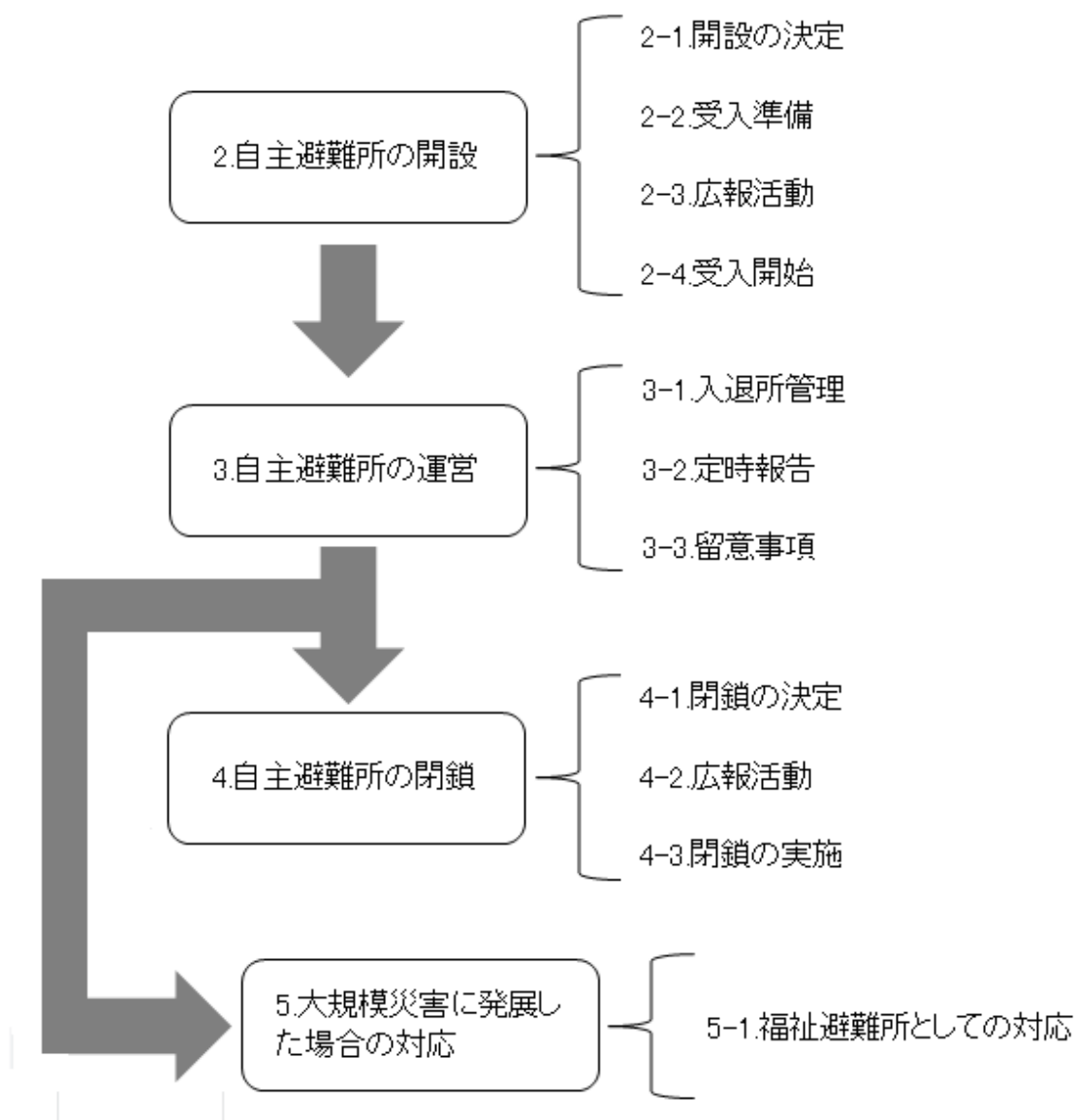
本マニュアルは、上記の目的を達するため、自主避難所の運営に関わる者の役割分担や実施すべき事項を明確にするために策定するものである。

### 1-3. 自主避難所運営の全体像（本マニュアルの構成）

自主避難所の運営に関する全体像（本マニュアルの構成）は、以下のとおり。

- ・1章（本章）では、マニュアルの目的等を示す。
- ・2章では、自主避難所の開設について行うべきことを示す。
- ・3章では、自主避難所の運営について行うべきことを示す。
- ・4章では、自主避難所の閉鎖について行うべきことを示す。
- ・5章では、大規模災害に発展した場合について行うべきことを示す。

<自主避難所の運営に関する全体像>



## 1-4. 役割分担

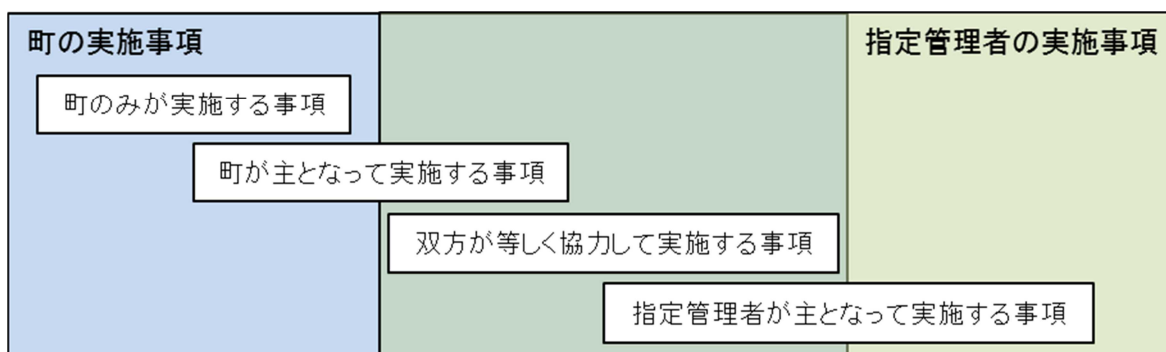
自主避難所の運営に関わる者及びその役割は、次のとおりである。

また、本マニュアルでは、町と指定管理者の役割分担の基本的なイメージを図示しているが、あわせて凡例を示す。

### <自主避難所の運営に関わる者とその役割>

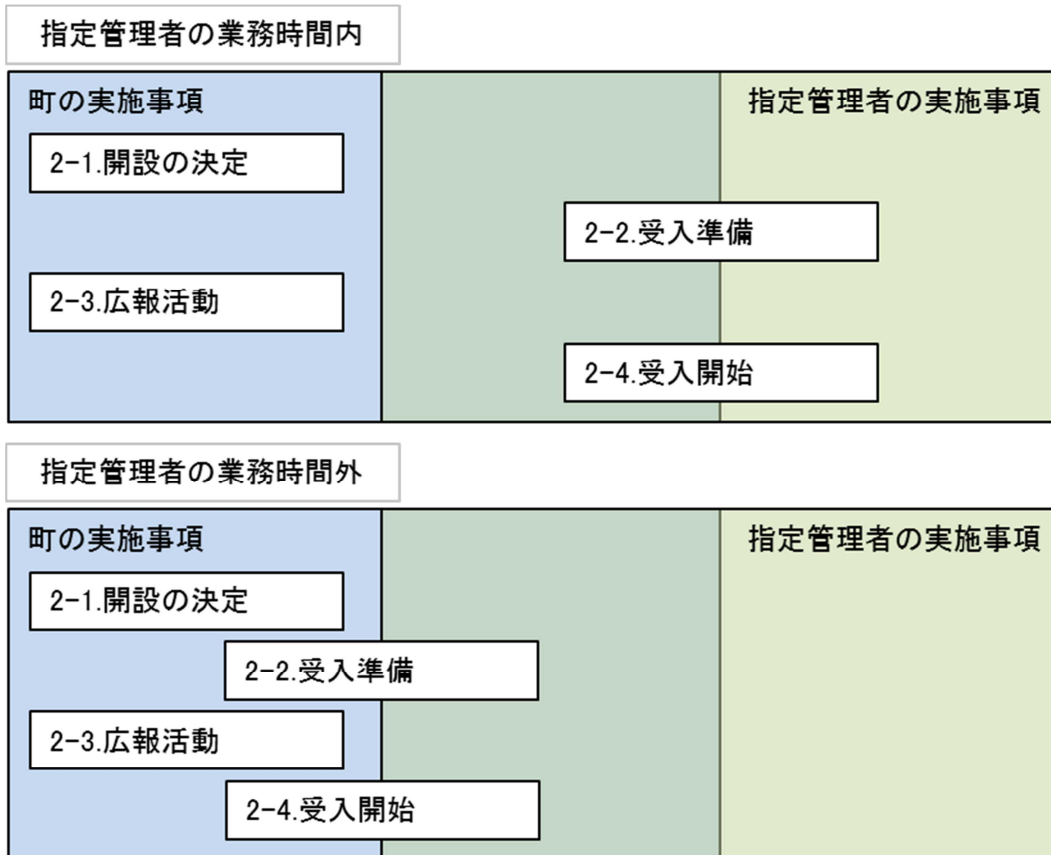
自主避難所の運営に関わる者	役割
町災害警戒（対策）本部 （司令部・事務局）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主避難所の開設及び閉鎖の決定を行う</li> <li>・自主避難所の開設及び閉鎖の広報を行う</li> <li>・各自主避難所の避難者数や現況等を把握し、問題がある場合はその対策を検討、実施する</li> </ul>
教育避難支援部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主避難所の開設、運営、閉鎖を行う</li> </ul>
指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・館長または館長職務代理者は、自主避難所の開錠時・施錠時に立ち会う</li> <li>・町災害警戒（対策）本部の求めに応じ、自主避難所の開設、運営、閉鎖に協力する</li> <li>・必要に応じ、自主避難所の開設、運営、閉鎖を行う（自主開設）</li> </ul>
自主避難者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難中に必要となる食料や日用品等を用意する</li> <li>・自主避難所までの移動は、細心の注意を払って行う</li> <li>・教育避難支援部、指定管理者の指示に従い、適切に自主避難所を利用する</li> </ul>

### <役割分担の基本イメージの凡例>



## 2. 自主避難所の開設等

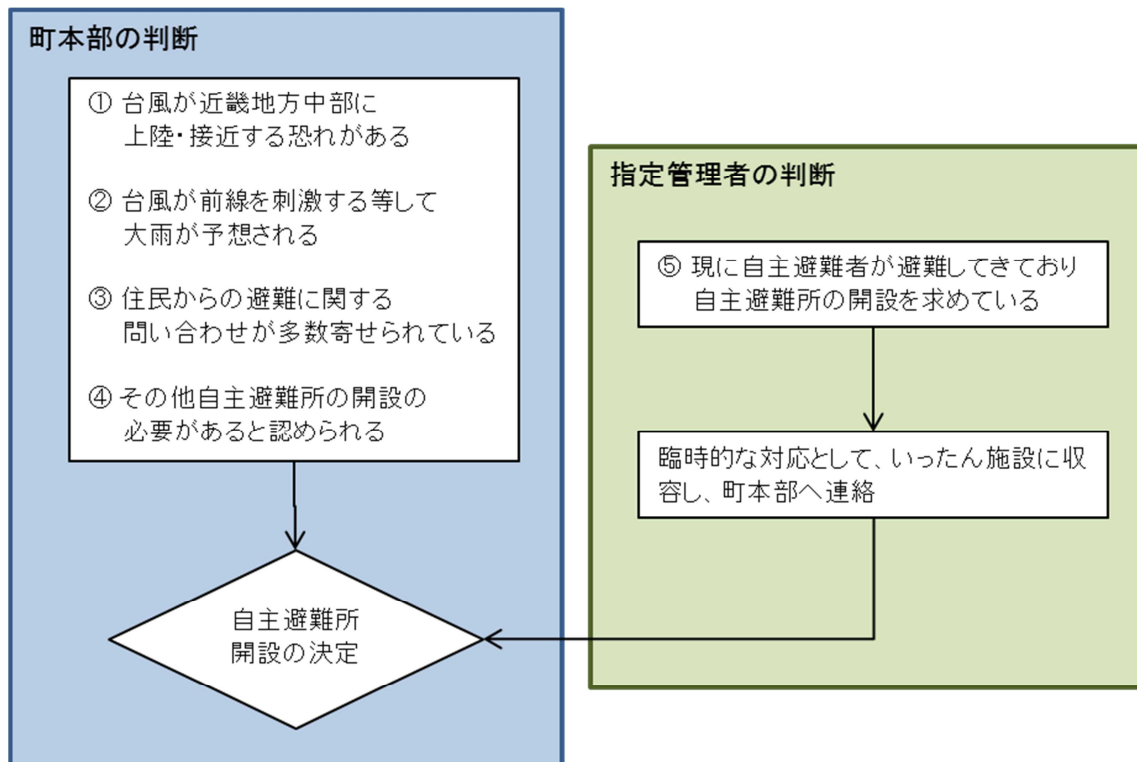
＜本項における役割分担の基本イメージ＞



## 2-1. 開設の決定（町本部の実施事項）

町災害警戒（対策）本部（司令部・事務局を指し、以下「町本部」という。）は、避難勧告等を発令する基準には達していないが、必要と思われる場合において、次により自主避難所の開設を決定する。

### < 自主避難所の開設判断基準 >



### 「自主防災ネットはりま」の活用について

町では、災害情報等をあらかじめ登録した者にメールを配信することにより伝達する「防災安心ネットはりま」を運用しているが、これとは別に自主防災組織の代表者や役員、消防団員に登録者を限定したメール配信サービスである「自主防災ネットはりま」も運用している。

町は、自主避難所の開設を決定した段階で、「自主防災ネットはりま」による情報提供を行うことで、自主防災組織内の連絡網による広報等も期待できるため、積極的に活用する。

## 2-2. 受入準備

### (1) 自主避難所のレイアウトを行う

自主避難所を開設するため、下表を参考に必要なスペースの割り当て（レイアウト）を行う。

名称	役割	優先割当先	注意事項
受付	自主避難者の入退所管理	ロビー（玄関付近）	自主避難者の出入りを確実に把握できる場所
記載スペース	自主避難者が避難者名簿を記入する	受付に隣接させる	
自主避難者受入スペース	自主避難者の居住スペース	大ホール等収容能力の大きい部屋	自主避難者への情報共有の効率がよい場所
福祉避難室	要配慮者の居住スペース	和室	
情報コーナー	自主避難者への情報提供		テレビ、ラジオ、防災行政無線（戸別受信機）を設置できること

### (2) 事務用品等の配置

レイアウトを終えたら、必要な事務用品等を配置する。なお、各施設に備えられている事務用品等も活用することとする。

設置場所	名称	数量
受付	本マニュアル	1部
	筆記用具	2、3本
記載スペース	様式類	自主避難者数に応じて準備
	筆記用具	自主避難者数に応じて準備
自主避難者受入スペース	注意事項の張り紙	スペースにより適宜
福祉避難室	注意事項の張り紙	スペースにより適宜
情報コーナー	テレビ	1台
	ラジオ	1台
	防災行政無線（戸別受信機）	1台

### (3) 看板等の設置

事務用品等の配置を終えたら、玄関（出入口）の見やすいところに、自主避難所である旨の掲示を行う。



#### (4) 町本部への報告

上記の準備が完了したら、町本部に報告する。

##### 担当者の割り当て等について（町本部の実施事項）

町本部は、自主避難所の開設を決定した場合、速やかに教育避難支援部に所属する職員のうちから自主避難所の担当者を決定する（必要に応じて、他の部局からも職員を割り当て、円滑な運営が可能となるよう配慮する）。

なお、担当者を派遣する場合は、防災行政無線（携帯局）、必要な飲食料・毛布（担当者用、必要に応じ指定管理者職員用）を携行させる。

### 2-3. 広報活動（町本部の実施事項）

---

#### (1) 住民への広報

町本部は、受入準備が整った段階で、以下の手段を用いて広報する。

##### ① フェニックス防災システム

入力に当たっては「自主避難所」である旨を明示することとし、公共情報コモンズ及びインターネットは公開を原則とし、BAN-BAN テレビ・ラジオ、ヤフー株式会社、サンテレビ、NHKにも同システムを活用して伝達する。

##### ② 防災行政無線

防災行政無線による放送を行う。放送に当たっては、緊急一括放送だけでなく、時差放送や個別放送を組み合わせ、複数回放送を行う。

また、放送内容に関する問い合わせが予想されるため、電話対応等を行っている職員にも放送原稿を提供する。

##### ③ 町ホームページ、防災安心ネットはりま

放送原稿を適宜加工し、掲載・配信する。

##### ④ 広報車

放送原稿を適宜加工し、放送原稿とする。

なお、走行しながらの放送では最後まで聞き取ることができないため、必ず停車して放送すること。

#### (2) 関係機関への広報

##### ① 警察本部

警察官による治安維持のためのパトロール活動を実施することから、警察本部（加古川警察署警備課）に対し、その旨連絡し、あわせて名称、場所、連絡先を伝達する。

## 2-4. 受入開始

---

### (1) 受入手順

自主避難所の受け入れは、次の手順で行う。

#### ① 自主避難所の位置づけ等の説明

自主避難所への避難を希望する者に対し、次の自主避難所の位置づけや利用上の諸注意を説明する。必要に応じ、受付で同内容を掲示することで対応することも可能。

#### ② 避難者名簿の記入

自主避難所の位置づけ等に同意した者に対して、世帯毎に避難者名簿を記入し、提出させる。

#### ③ 受入スペースへの誘導

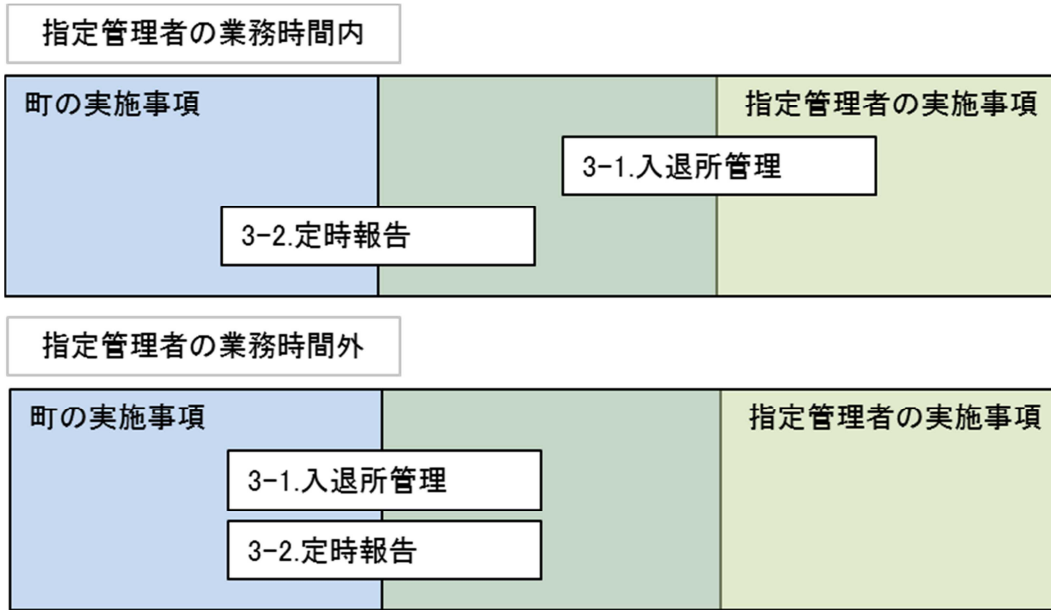
避難者名簿から自主避難者の特性を勘案し、また必要に応じて聞取調査を行ったうえ、一般向けの収容スペースか福祉避難室に誘導すること。

#### 自主避難所の位置づけや利用上の諸注意

- ① 自主避難所退所後の帰宅途中及び外出時の安全確保については、避難者の責任において行動すること
- ② 家族や知人に居場所を知らせておくこと
- ③ 一時的かつ自主的な避難所であることから、食料品・日用品等の提供は行わないため、あらかじめ各自で1日分の食料・飲料水、携帯ラジオ、着替え等の最低限の必要品を準備すること
- ④ 自主避難所内は禁煙とし、酒類の持ち込みやペットの同伴は禁止すること
- ⑤ 避難者は、入所・退所・外出時には、所定の様式に必要事項を記載し、受付に提出すること
- ⑥ 指定した部屋とトイレ以外の使用は禁止であること
- ⑦ 備え付けの物品等に手を触れないこと
- ⑧ 発生したゴミ等は各自で持ち帰ること
- ⑨ 退所時に避難者が相互協力の上、使用した部屋等を必ず清掃すること
- ⑩ 避難準備情報・避難勧告・避難指示発令時には、高齢者や障害のある方向けの福祉避難所に切り替える場合があるため、必要に応じ移動してもらう可能性があること
- ⑪ 気象・災害情報の収集については、各自の携帯ラジオ、携帯電話等で収集すること

### 3. 自主避難所の運営

＜本項における役割分担の基本イメージ＞



### 3-1. 入退所管理

---

自主避難所の担当者は、受付に待機し、入退所管理を行い、収容人数の把握を行う。

また、退所や外出を希望する者には、所定の様式に必要事項を記入のうえ提出させ、所在不明となる者が発生しないよう注意する。

### 3-2. 定時報告

---

自主避難所の担当者は、町本部に対し、正時毎に次の事項を報告すること。

- ① 自主避難所の名称（施設名）
- ② 現在収容人数、世帯数
- ③ ピーク時収容人数、世帯数
- ④ 込み具合（指標：新たな受入不可・混雑・余裕あり・空き）
- ⑤ 体調不良者の有無
- ⑥ 必要な資機材
- ⑦ その他支援を必要とする事項

### 3-3. 留意事項

---

自主避難所は、あくまでも一時的、自主的な避難を受け入れる「避難場所の提供」を目的としている。

したがって、住民からの炊出しや寝具の供与等に関する要望があっても、原則対応しないこととする（一度応じると、今後の対応にも影響するため注意する）。

また、親類や友人の家等への移送の要望があっても、自力で移動するよう促す（自主避難所開設時は、避難勧告の発令等はない状況であり、切迫した事態には至っていないため）。

なお、対応に苦慮する場合は、町本部に報告し、支援を要請すること。

## 4. 自主避難所の閉鎖

＜本項における役割分担の基本イメージ＞

指定管理者の業務時間内



指定管理者の業務時間外



## 4-1. 閉鎖の決定（町本部の実施事項）

---

町本部は、自主避難所の開設理由となった危険が去った段階で、自主避難所の閉鎖を決定する。

閉鎖の判断は次の事項を参考として、総合的に判断して行うこととし、閉鎖を決定した場合は、速やかに各自主避難所に連絡する。

なお、実際の閉鎖作業は、広報活動が完了した段階で開始するので留意すること。

- ① 発令されていた警報が解除された場合
- ② 台風が通過し、暴風圏内から脱したとみられる場合
- ③ その他自主避難所の必要性が認められない場合

## 4-2. 広報活動（町本部の実施事項）

---

### (1) 住民への広報

町本部は、閉鎖を決定した段階で、以下の手段を用いて広報する。

また、広報が完了した段階で、各自主避難所で運営にあたっている職員に対し、閉鎖作業の開始を指示する。

#### ① フェニックス防災システム

避難所を閉鎖した旨を入力する。公共情報コモンズ及びインターネットは公開を原則とし、BAN-BAN テレビ・ラジオ、ヤフー株式会社、サンテレビ、NHKにも同システムを活用して伝達する。

#### ② 防災行政無線

防災行政無線による放送を行う。放送に当たっては、緊急一括放送だけでなく、時差放送や個別放送を組み合わせ、複数回放送を行う。

また、放送内容に関する問い合わせが予想されるため、電話対応等を行っている職員にも放送原稿を提供する。

#### ③ 町ホームページ、防災安心ネットはりま

放送原稿を適宜加工し、掲載・配信する。

### (2) 関係機関への広報

#### ① 警察本部

警察本部（加古川警察署警備課）に対し、自主避難所の閉鎖を連絡し、あわせて名称、場所、連絡先を伝達する。

### 4-3. 閉鎖の実施

---

町本部から自主避難所の閉鎖作業の開始指示を受けた場合、次の手順で速やかに自主避難所を閉鎖する。

#### (1) 自主避難者への周知

収容している自主避難者に対し、自主避難所の閉鎖を伝達し、退所準備を始めるよう周知する。

#### (2) 施設の原状回復

掲示物を撤去し、移動させた備品等をもとの位置に戻す。

#### (3) 施設の清掃

自主避難者にも協力を依頼し、使用した部屋等の清掃を行う。

#### (4) 持参した資機材の確認

持参した資機材がすべてそろっているかどうか確認する。

#### (5) 自主避難者の退所

全ての自主避難者の退所を見届けることにより確認すること。

なお、自主避難所の閉鎖に伴う退所に際しては、退所届は求めず、避難所の閉鎖時刻をもって退所届の提出があったものとみなす。

#### (6) 施設の施錠

必要に応じ、施設を施錠する。

#### (7) 町本部への報告

閉鎖が完了したら速やかに町本部に対して、その旨を報告し、資機材及び提出された避難者名簿等を返却、提出する。

## 5. 大規模災害に発展した場合の対応（町本部の実施事項）

### 5-1. 福祉避難所としての対応

自主避難所を開設している場合において、災害の規模が拡大し、避難勧告等が発令された場合、各施設では自主避難所を閉鎖し、福祉避難所として開設される場合がある。

この場合、自主避難所の閉鎖に当たっては、4.自主避難所の閉鎖に準じて閉鎖するものとし、以降は「福祉避難所運営マニュアル」にそって福祉避難所としての開設・運営を行う。

なお、自主避難者は、原則として小学校の体育館等の避難所に移動する。



## 6. 参考資料

### 資料 1. 施設諸元

#### 中央公民館

階層	部屋名	面積	避難所使用	収容人数 (3.3 m <sup>2</sup> /人)	備考
2	視聴覚室	133.65	○	40	
1	研修室 1	16.96	○	5	
2	研修室 2	79.80	○	24	
2	研修室 3	19.95	○	6	
2	研修室 4	56.86	○	17	
2	研修室 5	57.86	○	17	
1	特別研修室	59.85	○	18	
2	和室	59.85	○	18	福祉避難室
2	料理教室	59.85	×	0	
1	大ホール	403.67	○	122	
地	実習室	3.27	×	0	
収容人数計				267	

#### 東部コミュニティセンター

階層	部屋名	面積	避難所使用	収容人数 (3.3 m <sup>2</sup> /人)	備考
1	大会議室	135.00	○	40	
2	中会議室	96.98	○	29	
2	小会議室	28.00	○	8	
1	1階和室	13.20	○	4	福祉避難室
2	2階和室	28.00	○	8	福祉避難室
1	料理教室	46.56	×	0	
収容人数計				89	

西部コミュニティセンター

階層	部屋名	面積	避難所使用	収容人数 (3.3 m <sup>2</sup> /人)	備考
1	多目的ホール	147.30	○	44	
1	視聴覚室	40.20	○	12	
2	研修室①	37.52	○	11	
2	研修室②	40.20	○	12	
2	研修室③	40.20	○	12	
1	和室	92.85	○	28	福祉避難室
2	料理教室	48.84	×	0	
収容人数計				119	

野添コミュニティセンター

階層	部屋名	面積	避難所使用	収容人数 (3.3 m <sup>2</sup> /人)	備考
1	多目的ホール	144.00	○	43	
2	会議室①	64.80	○	19	
2	会議室②	46.80	○	14	
1	交流ルーム	42.40	○	12	
2	2階和室	52.80	○	16	福祉避難室
2	料理教室	46.80	×	0	
収容人数計				104	

南部コミュニティセンター

階層	部屋名	面積	避難所使用	収容人数 (3.3 m <sup>2</sup> /人)	備考
1	多目的ホール	186.13	○	56	
1	視聴覚室	41.34	○	12	
2	研修室①	45.24	○	13	
2	研修室②	34.80	○	10	
2	研修室③	69.60	○	21	
1	和室	89.60	○	27	福祉避難室
2	料理教室	46.80	×	0	
収容人数計				139	

## 資料 2. 資機材等明細

### 東部コミュニティセンター

品名	仕様	数量	備考
非常食	クラッカー	2 缶	1缶35食
非常用簡易トイレ	サニタクリーン・ポータブル (便器取付タイプ)(一箱当たり10回)	5 箱	1箱10回分
救急箱	災害多人数用救急箱 50人用	1 個	

### 西部コミュニティセンター

品名	仕様	数量	備考
非常食	クラッカー	2 缶	1缶35食
非常用簡易トイレ	サニタクリーン・ポータブル (便器取付タイプ)(一箱当たり10回)	5 箱	1箱10回分
救急箱	災害多人数用救急箱 50人用	1 個	

### 野添コミュニティセンター

品名	仕様	数量	備考
非常食	クラッカー	2 缶	1缶35食
非常用簡易トイレ	サニタクリーン・ポータブル (便器取付タイプ)(一箱当たり10回)	5 箱	1箱10回分
救急箱	災害多人数用救急箱 50人用	1 個	

### 南部コミュニティセンター

品名	仕様	数量	備考
非常食	クラッカー	2 缶	1缶35食
非常用簡易トイレ	サニタクリーン・ポータブル (便器取付タイプ)(一箱当たり10回)	5 箱	1箱10回分
救急箱	災害多人数用救急箱 50人用	1 個	

## 資料 3. 広報文例

### (1) 防災行政無線

〔上りチャイム〕

こちらは、ぼうさいはりまちょうです。

播磨町災害警戒本部（播磨町災害対策本部）からのお知らせです。

台風○号の接近に伴い、コミュニティセンター4か所・中央公民館を自主避難所として開設しています。

自主避難所には食事や寝具などはありません。必要なものは、各自でご準備ください。

早めの避難を心がけましょう。

< 2回繰り返し >

〔下りチャイム〕

※時差放送や個別放送を組み合わせ、複数回放送を行う。

※放送内容に関する問い合わせが予想されるため、電話対応等を行っている職員にも放送原稿を提供する。

### (2) 町ホームページ

（ページタイトル）台風○号に関するお知らせ

（見出し）自主避難所の開設について

台風○号の接近に伴い、コミュニティセンター4か所・中央公民館を自主避難所として本日△時から開設します。

なお、自主避難所は危険が去った段階で閉鎖します。

（見出し）開設する自主避難所

- ・ 東部コミュニティセンター（078-943-6611 二子）
- ・ 西部コミュニティセンター（079-436-9900 古田1丁目）
- ・ 野添コミュニティセンター（078-943-4825 西野添1丁目）
- ・ 南部コミュニティセンター（079-436-4110 北本荘2丁目）

・中央公民館（079-437-6980 東本荘1丁目）

（見出し）関連リンク

施設案内（コミュニティ施設）

（見出し）自主避難所の利用にあつてのお願い

1. 自主避難所への避難等屋外を移動される場合の安全確保については、避難者の責任において、十分注意して行動してください
2. あらかじめ家族や知人に居場所を知らせておいてください
3. 一時的かつ自主的な避難所であることから、食料品・日用品等の提供は行いません。あらかじめ各自で1日分の食料・飲料水、携帯ラジオ、着替え等の最低限の必需品を持参してください
4. 自主避難所内は禁煙とし、酒類の持ち込みやペットの同伴は固くお断りします
5. 自主避難所への入所・退所・外出時には、所定の様式に必要事項を記載し、自主避難所の受付に提出してください
6. 指定した部屋とトイレ以外の使用は禁止となりますのでご了承ください
7. 自主避難所に備え付けの物品等に手を触れなでください
8. 発生したゴミ等は各自で持ち帰っていただきます
9. 退所時は、避難者が相互協力の上、使用した部屋等を必ず清掃するようにしてください
10. 避難準備情報・避難勧告・避難指示発令時には、高齢者や障害のある方向けの避難所に切り替える場合がありますので、必要に応じ移動をお願いする場合があります
11. 気象・災害情報の収集については、各自の携帯ラジオ、携帯電話等で収集してください
12. その他自主避難所では、係員の指示に従ってください

(3) 自主防災ネットはりま（自主防災組織役員等への予備連絡）

【タイトル】

自主避難所の開設予定について（不確定ですが重要な情報です）

【内容】

播磨町災害警戒本部（播磨町災害対策本部）からのお知らせです。

現在、播磨町では、各コミュニティセンター・中央公民館において、自主避難所の開設

準備を進めています。受入れの準備が整い次第「防災安心ネットはりま」でお知らせします。

なお、自主避難所にお越しの際は、屋外の移動を伴いますので、十分注意するようにしてください。

また、食料や寝具などはお配りしませんので、各自必要なものはご持参いただく必要があります。

日没までに避難できなかった場合は、自宅の2階に移動するなど屋内での安全確保をお勧めします。

今後もテレビ・ラジオなどを活用して最新の情報に注意してください。

#### (4) 防災安心ネットはりま

##### 【タイトル】

自主避難所を開設しました。

##### 【内容】

播磨町災害警戒本部（播磨町災害対策本部）からのお知らせです。

台風○号は△から△にかけて播磨町に最接近する見込みです。

避難に時間がかかるなどの理由により、念のため事前に避難することを希望される方のために、コミュニティセンター4か所・中央公民館を自主避難所として本日△時から開設しています。

自主避難所には食事や寝具などはありませんので、各自でご準備ください。

なお、詳細は町ホームページ（<http://www.town.harima.lg.jp/>）の「緊急のお知らせ・災害情報」にてご確認ください。

##### <開設する自主避難所>

- ・ 東部コミュニティセンター（078-943-6611 二子）
- ・ 西部コミュニティセンター（079-436-9900 古田1丁目）
- ・ 野添コミュニティセンター（078-943-4825 西野添1丁目）
- ・ 南部コミュニティセンター（079-436-4110 北本荘2丁目）
- ・ 中央公民館（079-437-6980 東本荘1丁目）

(5) 広報車

播磨町災害警戒本部からのお知らせです。

台風○号の接近に伴い、コミュニティセンター4か所・中央公民館を自主避難所として開設しています。

自主避難所には食事や寝具などはありません。必要なものは、各自でご準備ください。早めの避難を心がけましょう。

< 1回繰り返し（合計2回） >

※走行しながら放送しても最後まで聞き取れないため、必ず停車して放送すること。

## 資料 4. 避難所でのルール例

自主避難中の安全を確保し、少しでも快適にするために、以下の点を守ってください。

1. 自主避難所への避難等屋外を移動される場合の安全確保については、避難者の責任において、十分注意して行動してください
2. あらかじめ家族や知人に居場所を知らせておいてください
3. 一時的かつ自主的な避難所であることから、食料品・日用品等の提供は行いません。あらかじめ各自で1日分の食料・飲料水、携帯ラジオ、着替え等の最低限の必要品を持参してください
4. 自主避難所内は禁煙とし、酒類の持ち込みやペットの同伴は固くお断りします
5. 自主避難所への入所・退所・外出時には、所定の様式に必要事項を記載し、自主避難所の受付に提出してください
6. 指定した部屋とトイレ以外の使用は禁止となりますのでご了承ください
7. 自主避難所に備え付けの物品等に手を触れなでください
8. 発生したゴミ等は各自で持ち帰っていただきます
9. 退所時は、避難者が相互協力の上、使用した部屋等を必ず清掃するようにしてください
10. 避難準備情報・避難勧告・避難指示発令時には、高齢者や障害のある方向けの避難所に切り替える場合がありますので、必要に応じ移動をお願いする場合があります
11. 気象・災害情報の収集については、各自の携帯ラジオ、携帯電話等で収集してください
12. その他自主避難所では、係員の指示に従ってください

※受付付近や受入スペースに掲示し、周知を図ること。



## 7. 様式

### 様式 1. 定時報告

報告者氏名		報告日時	
自主避難所の名称（施設名）			
現在収容人数、世帯数		人	世帯
ピーク時収容人数、世帯数			
込み具合	新たな受入不可 ・ 混雑 ・ 余裕あり ・ 空き		
体調不良者の有無	有（人数及び具体的な状況を記載） ・ 無		
必要な資機材			
その他支援を必要とする事項			

様式 2. 避難者名簿兼入所届

入所年月日		退所年月日		登録番号	
避難理由		全壊・半壊・全焼・半焼・その他( )・不明			
※世帯ごとに記入してください。					
住所		自治会名			
連絡先(自宅)		連絡先(携帯)			
フリガナ	性別	生年月日	血液型	治療の必要	介護等
代表者(世帯主)	男・女	M T S H 年 月 日	A・B O・AB	要・不要	要・不要
フリガナ	性別	生年月日	血液型	治療の必要	介護等
氏名	男・女	M T S H 年 月 日	A・B O・AB	要・不要	要・不要
フリガナ	性別	生年月日	血液型	治療の必要	介護等
氏名	男・女	M T S H 年 月 日	A・B O・AB	要・不要	要・不要
フリガナ	性別	生年月日	血液型	治療の必要	介護等
氏名	男・女	M T S H 年 月 日	A・B O・AB	要・不要	要・不要
フリガナ	性別	生年月日	血液型	治療の必要	介護等
氏名	男・女	M T S H 年 月 日	A・B O・AB	要・不要	要・不要
特記事項 (ケガの状況や持病(必要な薬・処置)、介護の内容、乳幼児は「粉ミルク、離乳食、オムツが必要」等必要事項を記入)					
事務処理欄(記載しないでください) 入所時(提出時)チェック <input type="checkbox"/> 記載内容点検 <input type="checkbox"/> 二次搬送(福祉避難所・病院等)の要否チェック <input type="checkbox"/> 感染症罹患チェック 整理時チェック <input type="checkbox"/> データ入力 退所時チェック <input type="checkbox"/> 退所者の見え消し <input type="checkbox"/> データ入力 特記事項					
避難所以外にいる家族の氏名					
フリガナ	連絡先・備考				
氏名					
フリガナ	連絡先・備考				
氏名					
食事のみ・高齢者・乳児有・障がい者有					

この名簿を元に入力されたデータ为基础として食糧・物品等の配置計画を作成するのでできる限り速やかに入力し、災害対策本部に随時提出すること。

### 様式 3. 外出届

---

外 出 届	
自主避難所名 _____	
ふ り が な	
氏 名	
外 出 期 間	
同 行 者 氏 名	
緊 急 時 の 連 絡 先	携帯電話
	その他
備 考	

※外出から戻られたときは、必ずお知らせください。

## 様式 4. 避難所退所届

避難所退所届		退所年月日		既登録番号	
※以下は、退所する方についてのみ記入してください。					
フリガナ 氏名	性別	生年月日	退所後住所	退所後連絡先 (電話番号)	
	男・女	M T S H 年 月 日			
フリガナ 氏名	性別	生年月日	退所後住所	退所後連絡先 (電話番号)	
	男・女	M T S H 年 月 日			
フリガナ 氏名	性別	生年月日	退所後住所	退所後連絡先 (電話番号)	
	男・女	M T S H 年 月 日			
フリガナ 氏名	性別	生年月日	退所後住所	退所後連絡先 (電話番号)	
	男・女	M T S H 年 月 日			
フリガナ 氏名	性別	生年月日	退所後住所	退所後連絡先 (電話番号)	
	男・女	M T S H 年 月 日			
特記事項					
事務処理欄(記載しないでください) <input type="checkbox"/> 入所時(提出時)チェック <input type="checkbox"/> 記載内容点検 <input type="checkbox"/> 整理時チェック <input type="checkbox"/> データ入力 <input type="checkbox"/> 避難者名簿の該当者見え消し 特記事項					

## 改訂履歴

年月	改訂概要
平成 26 年 12 月	新規作成

播磨町自主避難所運営マニュアル

平成 26 年 12 月

播磨町